

松原市教育委員会 10月定例会 議事録

1. 日 時 平成30年10月2日（火） 午後3時00分

2. 場 所 松原市役所 庁議室

3. 付議事件等

- (1) 報 告 第13号 平成30年度松原市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて
第14号 人事異動の専決処分の承認を求めることについて
第15号 職員の処分の専決処分の承認を求めることについて
- (2) 議 案 第26号 平成30年度松原市教育委員会表彰被表彰者の選定について
第27号 松原市文化財保護審議会委員の委嘱について

出席委員 東野教育長 辰巳教育長職務代理者 松井教育委員 栗崎教育委員
田中教育委員

事務局 伊藤教育総務部長 横田学校教育部長 高橋教育監
浦井教育総務部次長兼教育総務課長 岡林学校教育部次長
小川教育総務部副理事兼学校給食課長
宮本教育政策課長 芝田文化財課長 幸教職員課長 山森教育推進課長
前崎地域教育課長 道屋教育研修センター長

東野教育長	<p>それでは、会議に入りたいと思います。</p> <p>ただいまの出席委員は4名です。本日は有馬委員が欠席との届け出がございますが、私を含めまして定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。</p> <p>(開会宣言 午後3時00分)</p> <p>これより10月定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>まず、会議録についてお諮りをいたします。</p> <p>8月定例会の会議録について、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
東野教育長	<p>異議なしと認めます。よって、8月の定例会会議録につきましては、承認と決しました。</p> <p>なお、9月定例会の会議録につきましては、まだでき上がっておりませんので、次回定例教育委員会でお諮りしたいと思います。</p> <p>次に、本日の会議録の署名委員を指名いたします。</p> <p>委員会会議規則第17条第2項の規定により、松井委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
松井委員	<p>はい。</p>
東野教育長	<p>それでは、はじめに教育長報告を行います。</p> <p>お手元の資料に基づき、報告させていただきます。</p> <p>申し訳ございません。私のほうが病気療養をさせていただいておりましたので、報告事項は少ないですが、まず8月8日に松原市文化財保護審議会のほうに出席をいたしました。</p> <p>続きまして、8月29日のこれからの学校教育基本構想策定委員会ですが、諮問書をお渡しするため、辰巳教育長職務代理者にご出席いただいたものでございます。この場をお借りしてお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。</p> <p>復帰後、この間、庁議と松原市表彰選考委員会のほうに出席をしております。</p> <p>そして、今日、午前中ですが、幼稚園の運動会へ、3園を回らせていただきました。非常に子どもたちは元気で、今日はそれでちょっと元気をいただいたようなものでございます。</p>

以上、私のご報告とさせていただきます。
報告については、何かご意見、ご質問、ございますでしょうか。

特にないと思いますので、それでは、これより本日の議事に入ります。
報告が3件、議案が2件となっております。

このうち、報告第15号「職員の処分の専決処分の承認を求めることについて」は人事案件となり、職員の個人情報が含まれておりますので、非公開とし、全ての事案が済んだ一番最後にご審議いただくということでいかがでしょうか。

各 委 員

異議なし。

東野教育長

それでは、報告第15号につきましては非公開とし、最後にご審議いただきます。

それでは、初めに報告第13号「平成30年度松原市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

浦井教育総務
部次長

それでは、報告第13号「平成30年度松原市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて」をご説明申し上げます。

議案書の1枚目をめくっていただきましたところに、歳入歳出予算案、一般会計補正予算（第2号）と書かれていますA4縦判でございます。

大変申し訳ないんですけども、訂正のほうがございますので、この補正予算案の左の一番上に「2. 歳入」と書かれているんですが、すみません、この「2.」を消していただきまして、「歳入」だけにしていただけたらと思っております。

同じく、その下に今度は「3. 歳出」というのがございますので、こちらのほうも「3.」を消していただきますようよろしくお願いいたします。申し訳ございません。

それでは、補正予算のほうですが、まず歳出のほうからご説明を申し上げたいと思っております。

「歳出」のすぐ下の表からのご説明になりますが、まず小学校施設維持管理整備事業で、補正額600万円を計上いたしましたのは、9月4日に近畿圏を通過しました台風第21号による被害の補修分でございます。

中学校につきましても次の次の表に予算案を上げさせていただきますが、補正額200万円を計上いたしておりますのは、同じく台風21号の被害

補修に係る経費でございます。

次に、上の表に戻っていただきまして、「歳出」の2段目の表でございますが、各小学校ブロック塀改修事業としまして、1億3,249万8,000円を計上いたしておりますのは、6月18日に発生しました大阪北部地震の際にブロック塀が倒壊しましたことを受けまして、学校にあるブロック塀の安全点検を行った結果、違法建築や既存不適格のブロック塀に優先度をつけまして、通学路に面しているものなど優先度の高いものをフェンスに改修する事業費を、今回、補正予算として計上いたしましたものでございます。

同じく中学校につきましては一番下の表になりますが、各中学校ブロック塀改修事業といたしまして、5,839万8,000円を計上いたしましたのは、さきの小学校と同じく違法建築や既存不適格のブロック塀をフェンスに改修する事業費でございます。

次に、上の表に戻っていただきますが、各小学校空調設備新設事業といたしまして、補正額5億2,642万円を計上いたしましたのは、現在設置されています空調設備を活用しながら、全ての児童が同じ時間に空調設備の整備された教室にて授業が受けられるように、不足している教室に空調設備を新設する費用でございます。

中学校につきましては一番下の表となりますが、各中学校空調設備新設事業としまして、補正額1億6,326万円を計上いたしましたのは、小学校と同じく現在整備されています空調設備を活用しながら、足りない教室に空調設備を新設する費用でございます。

次に、「歳入」につきましてご説明申し上げます。一番上の表をご覧くださいませよう、お願いいたします。

義務教育施設整備費補助金でございますが、補正額1億4,993万6,000円を計上いたしましたのは、さきにご説明申し上げました3事業に係る国の補助金でございます。

次の表でございますが、義務教育施設整備事業債といたしまして、7億3,360万円を計上いたしましたのは、さきにご説明申し上げましたブロック塀改修事業と空調設備新設事業の2事業に係る債権でございます。

以上、ご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

東野教育長

説明のほうは終わりました。

この件について、何かご意見、ご質問ございますか。

松井委員

「歳入」のところの国庫の分と市債の分をもうちょっと詳しく教えていただけますか。

浦井教育総務
部次長

それでは、「歳入」の欄をもう一度ご確認いただきますよう、お願いいたします。

まず、説明の欄で各小学校ブロック塀改修事業、各中学校ブロック塀改修事業とさせていただきます。この部分につきましては、ブロック塀の改修事業につきまして、かかった経費の3分の1が国の補助対象となりまして、この部分が国の補助金として入ってくるものでございます。

次に、各小学校空調設備新設事業、同じく各中学校空調設備新設事業につきましては、国のほうで面積単価というのが決められております。1平方メートル当たり2万2,500円、これが面積単価となりまして、これに空調を整備する面積を掛けたものが補助の対象額となります。この補助の対象額の3分の1が国から補助金として入ってくる金額になります。

次に、各小学校災害復旧費と各中学校災害復旧費でございますが、これは災害対策費といたしまして、各学校の災害が講じました補修額40万円以上が対象となります。この対象額の3分の2が国庫補助金として入ってくるものでございます。

続きまして、下の市債のほうでございますが、各小学校ブロック塀改修事業、各中学校ブロック塀改修事業につきましては、事業費から国庫補助金を差し引かせていただきまして、その75%が市債として発行できるものなんですけれども、今回、国の補正予算が通りそうということで、その場合は事業費から国庫補助金を引きました100%までの金額の市債を発行できるという形になります。この分がブロック塀と空調設備、両方で今回、市債として計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

松井委員

では、このクーラーの内容は、全教室ということですか。

浦井教育総務
部次長

今まで教育委員会では、誰もが使える教室をまず整備させていただこうということで、特別教室やランチルームであったり、図書室であったり、音楽教室などを整備させていただきました。また、温度調査をさせていただいた結果、平成28年度に学習室を整備させていただきました。午後の暑くなる時間帯、2時間のうち1時間を各クラスが入れるようにというふうに整備をさせていただきました。それらの教室を整備したも

のを活用しながら、まだ足りない部分について、今回、整備させていただくものとなりまして、今回、整備させていただく教室数といたしましては、小学校が138教室、中学校のほうが60教室、合計198教室を整備させていただくものでございます。

以上です。

松井委員

この198というのは、全部のクラス数ですね。

浦井教育総務
部次長

普通教室のクラス数プラス支援学級もです。

松井委員

ああ、支援学級もですね。

浦井教育総務
部次長

そのうち、今、整備させていただいている教室を除きました分が足りない分としてまして追加させていただくと、それが198教室になるということです。

松井委員

わかりました。

栗崎委員

このクーラーについては、暖房にも使うんですか。

浦井教育総務
部次長

費用面、ランニングコストといたしまして、電気で暖房するというのは、かなり費用がかかるものですので、これはクーラーという形で使っていこうと考えております。暖房に関しましては、今までどおり、ガスで行わせていただこうと考えています。

辰巳委員

ブロック塀のほうですけれども、これはほとんどの小中学校は対象になっていますか。改修しなくてもいいところもありますか。

浦井教育総務
部次長

各学校で、まず小学校のほうなんですけど、天美西小学校につきましては、ブロック塀がございません。ですので、この対象にはなっておりません。

それと、中学校のほうにつきましては、第六中学校と第七中学校にブロック塀がございませんので、この部分については対象外となっております。

今回、予算計上させていただきましたものは、通学路に面しておりま

して、まず工事をしないといけないという部分とプールの目隠し塀という形でブロック塀を使わせていただいている部分につきましては、以前の基準には当てはまるんですが、昭和56年に改正されました建築基準法では、高さの制限を超えているということです。

この既存不適格と言われる塀なんですが、これは今の基準には合いませんが、以前の基準どおりということで、次に改修される際に今の基準にしてくださいよというところで、違法ではないんですけども、今回、新たに改修をさせていただこうと考えているところでございます。

辰巳委員

もう一つですけれども、この改修費というのは、全額市が負担ということになるんですか。要するに、もともと小学校・中学校独自には改修費というのはないんですか。例えばガラスが割れたとか、ドアが壊れたとかいった場合など、学校単位でやらないんですか。ブロック塀も含めて、ちょっと教えてください。

浦井教育総務
部次長

予算に関しましては、それぞれブロック塀の長さであったりとか、そういうものがございまして、それぞれ小学校・中学校ごとに出させていただきまして、最終的に合計した分が、こういう形になっています。

この部分につきましては、国の補助金が3分の1適用されるということで、台風の被害につきましては、例えば小学校の建物でドアが壊れた場合、それが修理費・補修費が40万円を超えるのであれば、国のほうから3分の1出るということです。また運動場の倉庫などにつきましては、これはまた別の基準となりまして、運動場の倉庫が壊れたという場合、これが40万円以上かかるのであれば、国の補助金が3分の2という形になりまして、それらを合計した分で、今回、補正予算を上げさせていただいているものでございます。

田中委員

2点ほどあるんですけども、1点、空調に関しまして、一步進んだなという気はするんですけども、さらにその先というのは、どのようにお考えなんでしょうか。

浦井教育総務
部次長

まず、今回、今まで整備させていただきました図書室であったり、音楽教室であったり、ランチルームであったりというところを活用させていただいて、足りない分を整備させていただこうと思っています。これにつきましては、これから少子化になる可能性もございまして、また逆に開発が進みまして、クラス数が増えるところもあるとは思われます。

それらは今後、計画を立てさせていただいて、追加の分を整備していきたいなどは考えております。

田中委員 そうですね。計画を立てないと、何か起こったから計画を立てるんじゃないかと、立てていかないといけないですね。

東野教育長 今回、キュービクルも整備をしていただけると。

田中委員 そういうことですね。

東野教育長 今までキュービクルのかげんで、そういう増設が全然できない状態でしたので、今後はキュービクルの枠がなくなるようで、それはある程度、来年とか再来年に向けての計画というのは考えていただけるかなというふうには思っております。

ただ、一番難しいのが、やっぱり支援学級数が読めない。そこがものすごく増減が激しいということがございます。普通学級数は減っていく、徐々に減っていく状況で、一部地域ではちょっと増えたりはするんですけども、そういうのも勘案しながら、計画というのは考えてほしいなと思います。

松井委員 無理だとは思いますがけれども、「今あるクーラーを取り外して、こっちの教室」とかできませんよね。できるんですかね。

東野教育長 そこはクーラーをつけた教室の使用方法を変えていただくということでやってもらったらいいのかなと思います。また、今回、もし補正予算が通りましたら、学校側とよく協議させていただいて、有効な活用となるように、ぜひお願いしたい。クーラーをつけて、クレームが出るようなことがないようにだけは、ぜひお願いをしたい。それでうまく活用できるようにしてほしいと思います。

田中委員 確かに上を見れば切りがないですけどもね。

東野教育長 切りがないんで、それでやっぱり来年、全てのクラスが空調のある部屋で学習できる環境が得られるということで、ぜひ学校とよく話しして、整備をお願いしたいと思います。予算が通ったらという話でございますけれども、ぜひお願いしたいと思います。

田中委員	<p>ちょっとこれは予算と関係ないんですけども、例えば、ちょっと子どもたちの安全のために、松原小学校はやっているんですけども、何か垂れ幕のようなものをつくったりとか、学校ごとにそういった予算というのはあるんですか。</p>
浦井教育総務部次長	<p>こちらのほうで財政課と予算を折衝しながら、予算をもらうんですけども、各小学校や中学校に配分の予算というのがございまして、消耗品であったり、備品につきましては、前年度に学校のほうから計画を上げてきていただきまして、それに基づいて決めていくという形です。それと修繕費というものがあまして、それについては最終決裁は私のほうでさせていただきますけれども、学校の裁量である程度使えます。</p>
田中委員	<p>それは当然ですけどもね。</p>
東野教育長	<p>ほかに何かご意見はございますか。よろしいですか。</p>
	<p>それでは、他にご質問がないように見受けられますので、報告第13号「平成30年度松原市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて」、承認することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
東野教育長	<p>異議なしと認めます。 よって、報告第13号「平成30年度松原市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて」は承認されました。</p>
	<p>続きまして、報告第14号「人事異動の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。</p>
宮本教育政策課長	<p>それでは、報告第14号につきましてご説明させていただきます。 お手元の資料をご覧になっていただきたいと思いますと思いますが、9月25日の発令にて、教育委員会事務局職員の人事異動が行われました。 教育委員会開催に間に合いませんでしたので、教育長専決とさせていただきますまして、9月25日付発令をさせていただきますので、ご報告させていただきます。</p>

それでは、異動者につきましてご紹介させていただきます。
係員、教育総務課、北口勝章。
以上でございます。
ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

東野教育長

説明は終わりました。
この件について、何かご意見、ご質問ありますか。

今回、ちょっと欠員となっていたところに、入ってきたということで、
特にご意見はございませんか。

それでは、特にご質問がないように見受けられますので、報告第14号
「人事異動の専決処分の承認を求めることについて」を承認すること
にご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

東野教育長

異議なしと認めます。
よって、報告第14号「人事異動の専決処分の承認を求めることにつ
いて」は承認されました。

続きまして、議案第26号「平成30年度松原市教育委員会表彰被表彰者
の選定について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

宮本教育政策
課長

それでは、議案第26号についてご説明させていただきます。
松原市教育委員会表彰実施要領に基づきまして、本市教育の振興に関
し、成績顕著な者、児童・生徒、個人及び団体として表彰に値する者
について表彰するものでございます。

この要領に照らしまして、教育委員会事務局各部長や校園長より推薦
のありました被推薦者は、お手元に配付させていただきました別添資料
の一覧をご覧くださいませよう、よろしくお願いいたします。

平成30年度「文化の日」表彰候補者の名簿で、32名の個人・団体がご
ざいます。

この内訳でございますが、表の左側に振ってあります番号の1番から
7番までが青少年育成関係の方7名、8番から21番までの方が社会体育

関係の方14名、22番から25番までが社会教育関係の方4名、26・27番が学校保健関係の方2名、28番が児童・生徒の個人表彰1名、29番から32番が児童・生徒の団体表彰4組でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

東野教育長

説明のほうが終わりました。

この件について、何かご意見、ご質問ございますか。

栗崎委員

児童・生徒、団体のところなんですけれども、この児童会の生徒たち、生徒会もありますけれども、何名ぐらい出席するんですか。

宮本教育政策
課長

当日の表彰につきましては、児童会・生徒会の代表の方が1名ずつということで聞いております。

栗崎委員

1名ずつ。

宮本教育政策
課長

この日は校区フェスタもございまして、ちょっと日程がかぶりますので、そういう段取りをしております。

東野教育長

フェスタがなかったら、ある程度の役員さんにも来ていただいたらいかもわかりませんがね。ただ壇上に上がるのは1人なので。

これは去年も言っていたと思うんですけれども、今回も教職員関係の表彰というのはないんでしょうか。

宮本教育政策
課長

教職員関係につきましては、校長会でもご相談させていただいております。どちらかという、個人での活動というよりも、グループで活動していることが多いので、グループでの表彰を考えていただけないかというご意見をいただきましたので、それをもとに、今後、考えていけたらなと思っております。

東野教育長

それはいいのと違いますか。別に個人でもグループでも。

田中委員

いいと思いますね。

東野教育長

ぜひ、またそういうグループとか、そういう形でも結構かと思っておりますので、もしそれが実施要項等で定めてはいけないのであれば、その辺も

改正していただいて、できるだけ実際の教育現場で携わっている先生方でも素晴らしいことをされておられるのであれば、こういうところで表彰していくと。今回、児童・生徒さんも I S S の関係で表彰しておりますので、そういう指導をされている先生方もいらっしゃるかと思いますので、またそういう先生方もぜひ表彰していただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、どうでしょうか。

松井委員

これは私立幼稚園に関係する人間は関係ない。所管課が違うので……。ということは、例えば堺市の場合でしたら、私は絶対に教育委員会からはそういうことはないということですね。

宮本教育政策
課長

今のところは申し訳ありませんが、公立のみという方になっております。

松井委員

公立のみですか。

宮本教育政策
課長

市長表彰のほうは、成績顕著な方ということになりますので、それ以外の方も含まれている場合があります。私立の方もいらっしゃるということです。

ちょっといろいろ他市の状況を調べてみますと、あるで市はもう自推で、自分で推薦調書を書いて出していただくようなところもあるようですので、今後はちょっとそういうふうなことも含めて考えていかないといけないかなと。大会要領とか表彰状のコピーをつけていただいて出していただくというようなことをやっているところもありましたので、考えていきたいと思っています。

伊藤教育総務
部長

私立でありましても、学校とか幼稚園で、こういう社会的に善行があるというような場合については対象になってくるかと思いますので、関係部署が今この教育委員会の中にはありませんので、そこら辺はちょっと検討していかないといけないかなと思っています。

東野教育長

実施要領を見ても、公立・民間関係なしですから、あくまでも社会教育とか、学校教育に貢献があったということであれば、そういうことは推薦とか、団体さんが出てくれば、十分審議できるという話かなと。市の方でも民間幼稚園の会議がありますから、そこへ依頼して、こういう

ところがありますよというふうに返ってくれば、こちらでも十分、表彰をやっていくことは可能だと思いますね。

松井委員

自分で出すのも、何かそんな……。

東野教育長

団体さんから推薦をもらうのが一番だと思いますね。

松井委員

団体からね。

東野教育長

どこかで必ず管理されていますから。そういうところへお願いするのが一番ベターかなと思います。

辰巳委員

例えばセーフスクールについて、すごく熱心に推進に努めたとかいったような場合に、学校の先生とかが対象になることはあるんですか。

宮本教育政策
課長

学校の先生に関しましても、もちろんそういう対象にはなってきます。今回は地域協の方と、学校でも、児童会・生徒会がセーフスクールの対象とさせていただいていますので、次回は学校の先生もぜひ推薦に上げていただけたらなと思っております。

辰巳委員

団体表彰的なものだけでなく、個人で非常に活躍したという方については、表彰対象にされてもいいんじゃないかと思いますね。

東野教育長

そもそも、この教職員の場合、教育実践研究とか、調査研究が優秀とかいうのは個人になっているんですけども、なかなかそれは市で指定がしにくいという形です。それもISSも含めまして、いろんな調査研究をやってもらって、まずグループでやっておられるところはグループで、個人でされているのであれば個人で、それらの表彰をしてもいいのかなというふうには思っています。

ほかに何かございますか。

栗崎委員

これは表彰状だけですか。何か……。

宮本教育政策
課長

一応表彰状と記念品という形にはなっているんですが、記念品は表彰状の額という形です。

栗崎委員	額があるんですね。
東野教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ほかにご質問がないように見受けられますので、議案第26号「平成30年度松原市教育委員会表彰被表彰者の選定について」を可決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし。
東野教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第26号「平成30年度松原市教育委員会表彰被表彰者の選定について」については可決されました。</p> <p>次に、議案第27号「松原市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
芝田文化財課長	<p>それでは、議案第27号「松原市文化財保護審議会委員の委嘱について」、ご説明いたします。</p> <p>議案書の次のページに名簿を載せておりますので、ご覧いただきますよう、お願いします。</p> <p>今回、松原市文化財保護審議会委員の任期が平成30年10月31日に満了となりますので、松原市文化財保護条例第48条第3項に基づき、松原市文化財保護審議会委員の委嘱をすることについて、議決を求めるものでございます。</p> <p>この松原市文化財保護審議会は、文化財保護法及び松原市文化財保護条例に基づき、諮問に応じて、市に所在する文化財の保存活用に関する重要事項を調査・審議し、教育委員会に建議を行うため設置された審議会でございます。</p> <p>それでは、議案説明資料の12、13ページをご覧いただきますよう、お願いします。</p> <p>本審議会の委員は、条例第48条第1項の規定により、委員10人以内をもって組織すること。また同条第3項により、文化財に関する識見及び経験を有する者のうちから委嘱することとなっております。</p> <p>現在の委員については、本年10月31日で2年の任期が満了となります</p>

が、指定その他の審議の必要性に鑑み、同条第4項による再任と、今回、歴史部門担当委員の退任に伴い、新たに有坂氏を後任として委嘱することを求めるものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

東野教育長

説明のほうが終わりました。

この件について、何かご意見、ご質問ございますか。

それではちょっと私のほうから。

今回、新規の橘大学の有坂道子先生はどのような方ですか。

芝田文化財課
長

今回、新たに後任とさせていただきました有坂先生は、歴史部門の中でも古文書ということで、特に文化史を中心に研究されている方でございます。本市の場合は、江戸時代の人物に北山橋庵とか、あるいは丹南の松川長右衛門など数人、文化的にも有名な方がいらっしゃいます。ただ、一般的にはなかなかそれが伝わっていないのが現状でございますので、今後、有坂先生を通じて、郷土の偉人について、より広く皆様に周知を図っていきたいということで、今回、選任をさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

東野教育長

ありがとうございます。

栗崎委員

ちょっと先生方とは関係ないんですけども、この文化財が出てきた場合、今うちの周りなんか、ずっと掘ったりしていると思うんですけども、遺跡が出てきた場合の形がありますでしょ、そういうものを生徒とかには見せないんですか。

芝田文化財課
長

いわゆる現地公開ということになります。過去に天美東の土地区画整理事業で同じように一般の方、それからそばに天美北小学校がございまして、その総合学習の時間を利用して、子どもたちにもやっぱり現地で見させていただいております。昨今、そういう開発の事業に伴って、遺跡調査もされていますが、なかなか身近に見る機会はそう多くございませんので、やっぱり生きた教材ということで、現地に赴いて、じかに当時の人たちが住んでいた生活の跡などを見させていただいて、あるいは実際に使っていた器類を手にとりて見させていただく機会をできるだけ多くとりた

いなと。別に出前授業ということで、文化財課のほうからも学校に赴きまして、先ほどの当時使っていた器類を子どもたちにできるだけさわっていただいて、体感していただくような授業にも努めさせていただいてるところでございます。

栗崎委員

もう一点、すみません、この文化財の調査で、出てきた物は全て松原市のものなんですか。物にもよりますよね、小判がざくざくとか。

芝田文化財課長

文化財でよく何か出てきたということになると、これはまずは落とし物ということになりますので、まず警察に届けて、落とし人がいませんか。いわゆる遺失物法に基づく届けになります。通常は、まずいらっしやいません。ただ、先ほど小判ざくざくというのがありましたけれども、例えばある庄屋さんのおうちに書きつけがあって、それが代々守られてきたものであって、ここに埋めているというものが明らかであれば、そのご子孫の方にやはり所有権が出てくる場合もございます。

ただ、大方はそういうことはございませんので、松原市は大阪府が監督官庁でございますので、大阪府のほうで、まず文化財としての認定を受けると。それを受けましたら、大阪府から所管の松原警察のほうに、これを文化財として認定しましたという連絡が行きまして、今後は文化財の所管は大阪府になります。ただ、国宝級とか重要文化財級とかいうのになりますと、今度は文化庁が出てまいりますので、文化庁のいわゆる所蔵品という場合がございます。ですから、内容によって、いろいろな所属、帰属が変わってまいります。

以上でございます。

東野教育長

ほか、何かご意見ございませんか。
よろしいですか。

では、ほかに質問がないように見受けられますので、議案第27号「松原市文化財保護審議会委員の委嘱について」、可決することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

東野教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第27号「松原市文化財保護審議会委員の委嘱について」

は可決されました。

それでは、最後の案件は非公開により、関係者以外は退席となりますので、その前に事務局より報告等はございませんか。

宮本教育政策
課長

それでは、これまでに教育振興基本計画策定委員会を2度開催させていただきましたので、それについて、簡単にご説明させていただきたいと思えます。

本日、資料等をご用意しておりませんので、申し訳ございませんが、口頭でご説明させていただきます。

第1回が平成30年7月30日、第2回が9月25日に開催されました。

第1回につきましては、委員長の選出、それから委員会の運営に関する事、それと教育振興基本計画の前期計画の策定に係る経緯と内容について、そのほか松原市のほかの計画との関連性、そういったことのご説明をさせていただきました。また6月に行いました市民アンケートの結果の途中経過報告をさせていただいたものでございます。

第2回目につきましては、後期計画の第1章から第3章までの素案についての審議と、1回目の委員会で出ました質問等の回答をさせていただいたものです。

2回とも活発なご意見をいただきまして、今後の計画に反映させていただきたいと考えております。

以上でございます。

東野教育長

何か今のことで、ご質問とかありますか。特によろしいですか。

ほかにもございますか。

幸教職員課長

私のほうからは、これからの学校教育基本構想検討委員会について、こちらでも2回させていただきましたので、簡単にご報告させていただきます。

第1回目は、8月29日に行いました。そこでは、委員長・副委員長の選定、それから諮問をするという内容で行いました。委員長に大阪大学大学院人間科学研究科の教授の志水宏吉先生、それから副委員長に滋賀大学教職大学院教授の大野裕己先生にご推薦でいただきました。

最後に、委員さんに一人一人、やっていくに当たっての感想を述べていただいたんですが、それぞれの校区から出てきておまして、積極的

に関わっていききたいという意見をいただきました。

9月26日に第2回を開催させていただいたんですけれども、第2回目につきましては、市民アンケートの内容についての議論、それから先進市の視察について議論いたしました。このときにも欠席と言われていた方も無理をして来ていただいて、全員2回とも出席ということで行いまして、市民アンケートについての意見に関しましても、本当に自分がアンケートを書くんだったら、こんな気持ちになるであるとか、あるいはもっとうこういうことを松原の学校教育に望むので入れてほしいであるとか、本当に積極的な意見がどんどん出まして、会議の時間も本当に瞬間に2時間が過ぎてしまうというようなところでした。

そして、先進市の視察ですけれども、まずは11月6日に京都市の一貫校、午前中に凌風学園といいます小中一貫校、それから午後に九条中学校というところで、これは施設が別々にあるところでの小中一貫をしている学校というところで、11月6日に視察に行かせていただきます。

以上でございます。

東野教育長

報告がございました。

何かこの点について、ご質問はございますか。

松井委員

視察の報告みたいなものは、また何かでいただけるんですか。

幸教職員課長

それにつきましては、こういうことを見てきたということをもた報告させていただきます。

東野教育長

ぜひいろいろ情報提供していただいたら、またこちらもいろいろなアイデアも出せるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほか、何かございますか。

ないようでございますので、最後に報告第15号「職員の処分の専決処分の承認を求めることについて」を案件といたします。

先ほど非公開といたしましたので、関係者の方以外は退出のほうをよろしく願いいたします。

【非公開】

東野教育長

ほかにご意見、ご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないように見受けられますので、報告第15号「職員の処分の専決処分の承認を求めることについて」を承認することにご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

東野教育長

異議なしと認めます。

よって、報告第15号「職員の処分の専決処分の承認を求めることについて」は承認されました。

以上で本日の日程については、全て終了いたしました。

これをもちまして、10月定例教育委員会を終わります。

ありがとうございました。

(閉会宣言 午後3時56分)

署 名 教育長 東野 光弘

委 員 松井 直輝